

(司法についての意識調査)

弁護士の方へのアンケート調査

【調査企画】 東京大学社会科学研究所

「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト

【調査実施】 一般社団法人 中央調査社

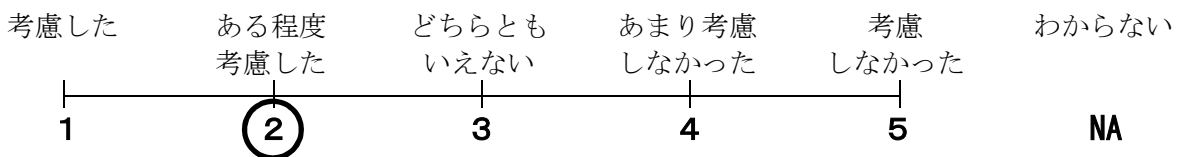
⑦=5

ご記入にあたってのお願い

このたびは「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト・訴訟利用調査班（研究代表者・東京大学教授佐藤岩夫／訴訟利用調査班代表・東京大学教授太田勝造）のアンケート調査にご協力くださり、ありがとうございます。

- ・ 私たちは、日本の民事裁判制度の改善のための研究をしている研究者グループです。このアンケート調査では、弁護士の先生方の民事裁判についてのご経験とご意見をおうかがいしております。調査の趣旨をご賢察の上、ぜひともご協力いただければ幸いです。
- ・ 先生が本件民事訴訟事件を代理して、民事裁判についてどのようにお感じになり、どのようなことをご考へになったかをお聞きするものです。裁判についてのご評価・ご意見を率直にお答え下さい。その際は、同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧の上、ご回答いただければ幸いです。質問事項だけでは意に満たない点がございましたら、末尾のコメント欄にご記入いただきますようお願い申し上げます。
- ・ このアンケート調査の結果は、数値化して統計的に分析いたします。したがって、研究成果から先生のお名前やご回答内容が特定されることはありません。また、本件訴訟の関係者（先生の依頼人や相手方、相手方弁護士）や裁判所に、先生のお名前やご回答内容が伝わることはありませんし、そもそも先生が回答されたかどうか自体が伝わることもございません。
- ・ ご回答は、黒または青の筆記用具でお願いします。当てはまる数字や記号を○で囲んでいただく場合と、数字や文章を記入していただく場合があります。
- ・ ご記入いただきましたアンケートは、2月23日（金）までに同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにご投函下さいますよう、よろしくようお願い申し上げます。（また、インターネットでの回答も可能です。詳しくは「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧ください。）
- ・ 右上の整理番号は、①ご回答いただいた方に後日お礼の品をお送りするため、②アンケート用紙をご返送いただけない方に、再度のお願いをさしあげるために使用します。切り取らないようお願いいたします。

[回答例] 問〇 あなたは〇〇についてどの程度考慮しましたか。当てはまる程度でお答え下さい。なお、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



ここからは、このアンケートの対象となっている事件についてお聞きします。
対象となっている事件については同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧ください。

問1 本件の訴訟は、どのような問題をめぐるものでしたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- | | | |
|---------------------|---------------------|---|
| 1 商品・サービスの購入や契約 | 10 家族や親戚づきあい | |
| 2 お金の貸し借り | 11 交通事故 | |
| 3 家や土地の購入・売却・改修 | 12 犯罪 | ⑪ |
| 4 家・マンション・土地などの貸し借り | 13 役所との間での問題 | ⑫ |
| 5 インターネットや携帯電話の利用 | 14 経営する会社や勤務する会社の事業 | |
| 6 職場や働き方 | 15 高齢社会に特有の問題* | |
| 7 病院や医療 | 16 その他：内容をご記入下さい | |
| 8 学校や子ども・孫の教育 | (| |
| 9 近所づきあい |) | |

※高齢社会に特有の問題とは、高齢者（65歳以上の人）の介護・扶養、高齢者の財産管理、空き家となっている実家の管理、振り込め詐欺、高齢者への高額商品の訪問販売、高齢者への暴力や高齢者からの暴力などを指しています。

問2 あなたの依頼人についてうかがいます。なお、依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。

(1) 依頼人は男性でしたか、女性でしたか。

- | | | |
|-----|-----|---|
| 1 | 2 | |
| 男 性 | 女 性 | ⑬ |

(2) 依頼人の年齢はいくつぐらいでしたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- | | | | |
|-------|---------|---------|---|
| 1 20代 | 4 50代 | 7 わからない | |
| 2 30代 | 5 60代 | | |
| 3 40代 | 6 70代以上 | | ⑭ |

(3) 本件訴訟で受任する以前、依頼人とあなたはどのような間柄でしたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 依頼人とは面識がなかった
 - 2 以前に別件で依頼人の相談・代理をした
 - 3 依頼人は顧問先だった
 - 4 依頼人は知人・友人だった
 - 5 依頼人は家族・親戚だった
- } 次ページの問3へ
→ 次ページの問4へ

⑮

【(3) で「1 依頼人とは面識がなかった」と答えた方にうかがいます。】

(4) 依頼人になった契機はどのようなものでしたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 自分の家族・親戚とつながりがあった
- 2 自分の友人とつながりがあった
- 3 自分の顧問先とつながりがあった
- 4 過去の依頼人とつながりがあった
- 5 自分の弁護士としての業務と関連のある団体でつながりがあった
(被害者の会、環境団体、NPO など)
- 6 弁護士としての業務とは関連のない団体でつながりがあった
(商工会議所、町内会、PTA、ロータリークラブ、ライオンズクラブなど)
- 7 自分の事務所内の弁護士・専門家(司法書士・税理士・弁理士など)からの紹介(事務所内での事件の割当てを含む)
- 8 自分の事務所以外の弁護士・専門家(司法書士・税理士・弁理士など)からの紹介
- 9 法テラスからの紹介
- 10 弁護士会の法律相談から
- 11 弁護士会以外の法律相談や行政の相談窓口から
- 12 依頼人とのつながりや第三者の紹介は特になかった
- 13 上記に該当するものがない
(内容をご記入下さい：)

⑯

⑰

【(4) で「12 依頼人とのつながりや第三者の紹介は特になかった」と答えた方にうかがいます。】

(5) 依頼人はあなたをどのように見つけましたか。ご存知の限りで決め手となったと思われるもの1つを選んで下さい。

- 1 広告を見て
- 2 インターネットで検索して
- 3 著書を見て
- 4 新聞記事やテレビで目にして
- 5 その他(具体的に：)
- 6 わからない

⑱

⇒ 次ページの問4へお進み下さい。

【問2(3)で「2～4」のいずれかを答えた方にうかがいます。】

問3 この事件の依頼人と知り合ったのはいつですか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。西暦または元号を用いてお答え下さい。

西暦 年 月頃 (1 昭和 年 月頃) ⑬～⑳
2 平成 年 月頃 ㉕
㉖～㉙

【以下、すべての方にうかがいます。】

問4 あなたがこの事件を引き受けることを決めた理由として、以下の点はどの程度該当しましたか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 依頼された以上断れないと思った

該当 しない	どちらかといえば 該当しない	どちらとも いえない	どちらかといえば 該当する	該当する	わからない	
1	2	3	4	5	NA	⑳

(2) 自分の専門領域に属する事件だった

該当 しない	どちらかといえば 該当しない	どちらとも いえない	どちらかといえば 該当する	該当する	わからない	
1	2	3	4	5	NA	㉑

(3) 弁護士としてやらねばならない社会的責務を負う事件だと思った

該当 しない	どちらかといえば 該当しない	どちらとも いえない	どちらかといえば 該当する	該当する	わからない	
1	2	3	4	5	NA	㉒

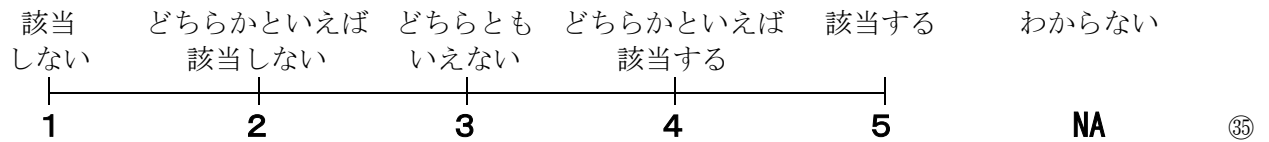
(4) 依頼人との関係を形成あるいは維持したかった

該当 しない	どちらかといえば 該当しない	どちらとも いえない	どちらかといえば 該当する	該当する	わからない	
1	2	3	4	5	NA	㉓

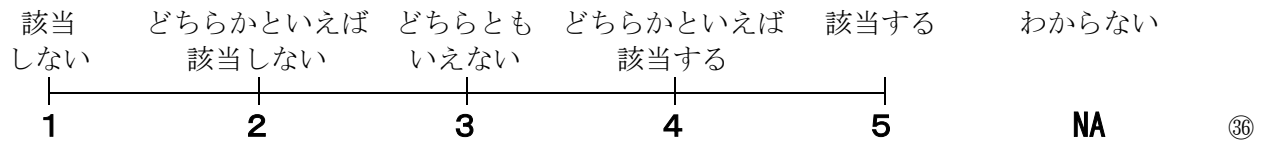
(5) 仲介者との関係を形成あるいは維持したかった

該当 しない	どちらかといえば 該当しない	どちらとも いえない	どちらかといえば 該当する	該当する	わからない	
1	2	3	4	5	NA	㉔

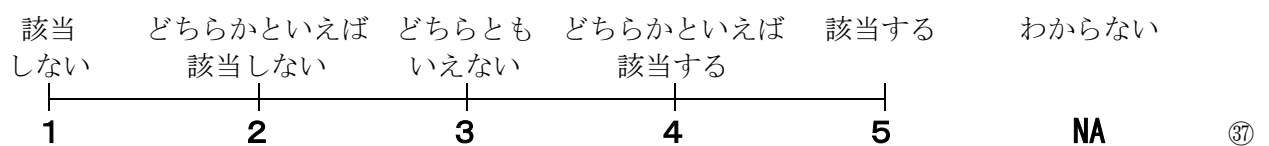
(6) 依頼人に同情すべき事件だった



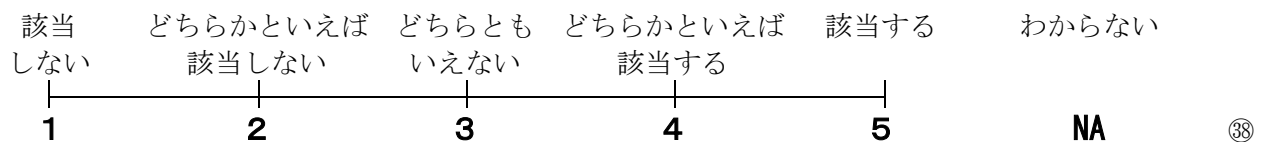
(7) 事務所内の事件の割当ての結果、引き受けることになった



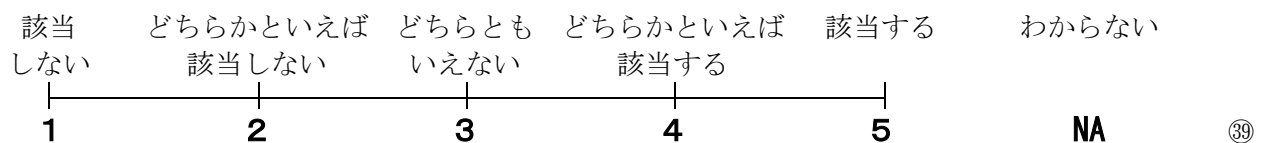
(8) 公益的事件だった



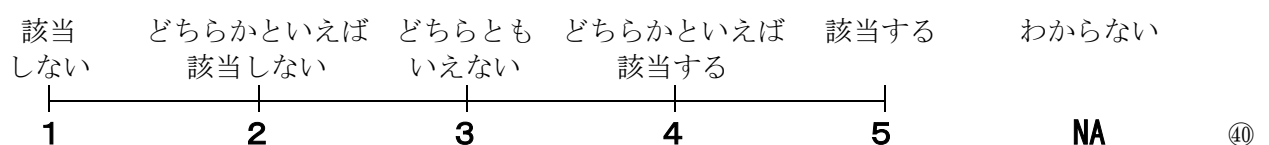
(9) 内容的に興味深い事件だった



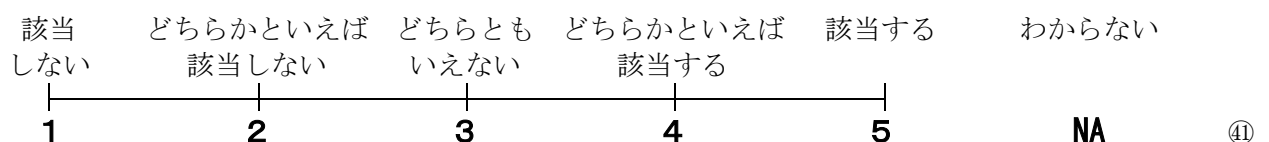
(10) 報酬額が大きい事件だった



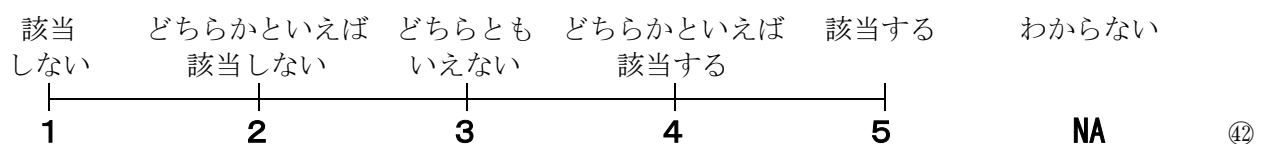
(11) 勝てそうな事件だった



(12) 弁護士の間での自分の評価を高める事件だと思った

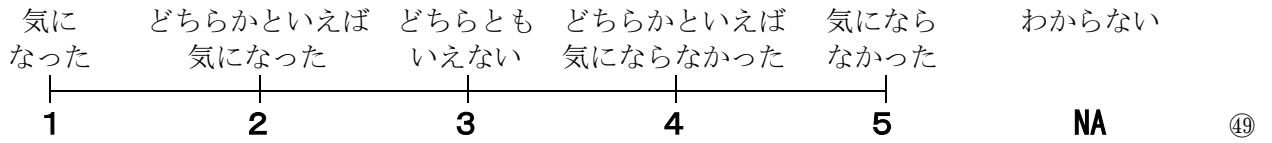


(13) 自分の社会的評価を高める事件だと思った

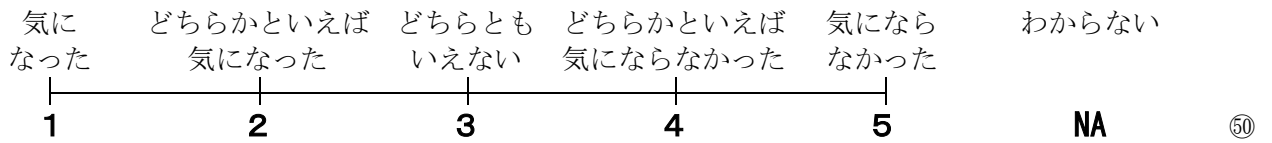


問8 訴え提起の際に、あなたの依頼人にとって、以下の事項はどの程度気になったと思いますか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

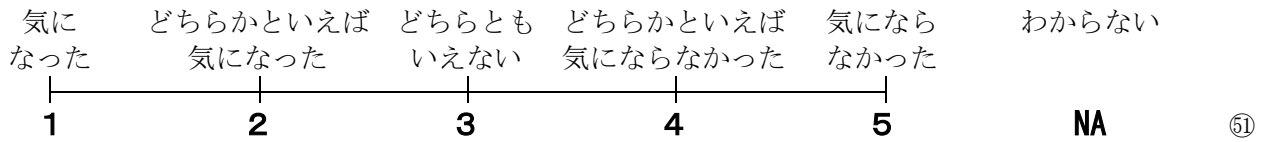
(1) 裁判にかかる費用



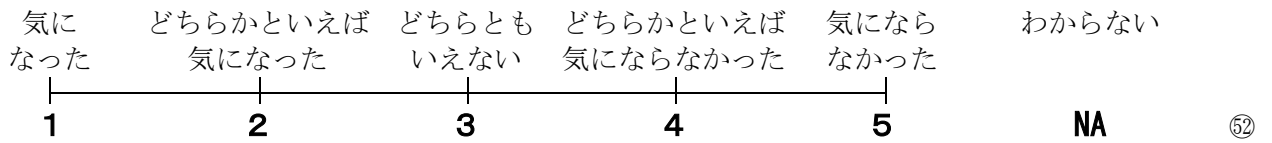
(2) 裁判にかかる時間



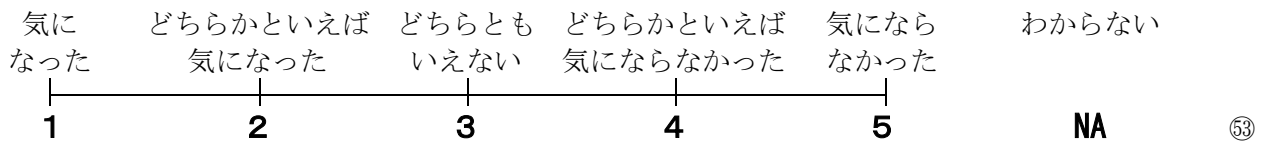
(3) 裁判に勝つ見込み



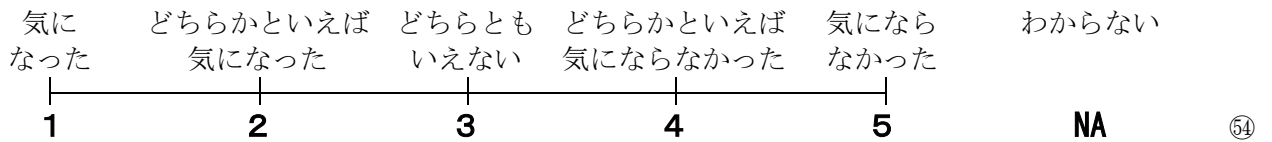
(4) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性



(5) 裁判についての家族や勤務先・近所の人の受けとめ方

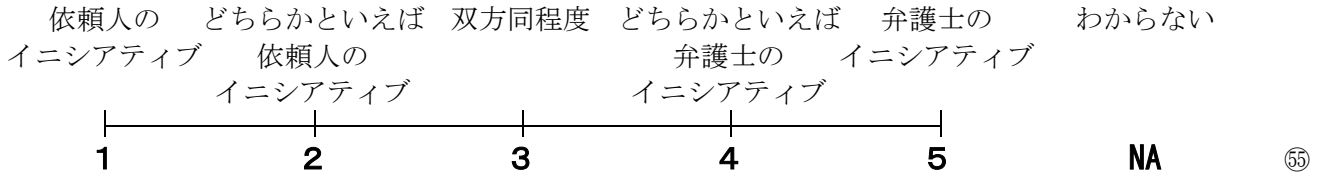


(6) 裁判のために、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性



問9 訴え提起の際の意思決定についてうかがいます。

- (1) 訴えの提起をする際にイニシアティブ（主導権）をとったのは、弁護士のあなたと依頼人のどちらでしたか。当てはまる程度でお答え下さい。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

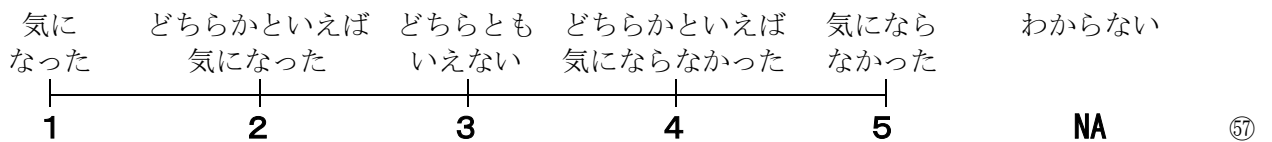


- (2) 訴えの提起をする際に、あなたご自身は本件で訴訟を提起することをどのように位置づけていましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

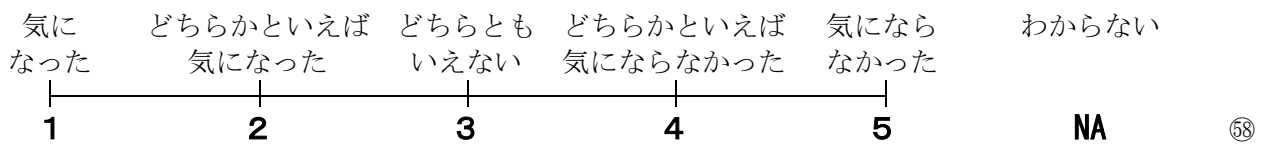
- 1 この種の事件は、通常訴え提起をしている
 - 2 相手方との交渉を進めるための手段として位置づけていた
 - 3 依頼人に納得してもらうための手段として位置づけていた
 - 4 示談交渉が不調に終わったため必要であった
 - 5 本件の紛争の根本にある問題の解決のための手段として位置づけていた
 - 6 その他（内容をご記入下さい：)
- ⑤⑥

- (3) 訴えの提起をする際に、あなたにとって、以下の事項はどの程度気になりましたか。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

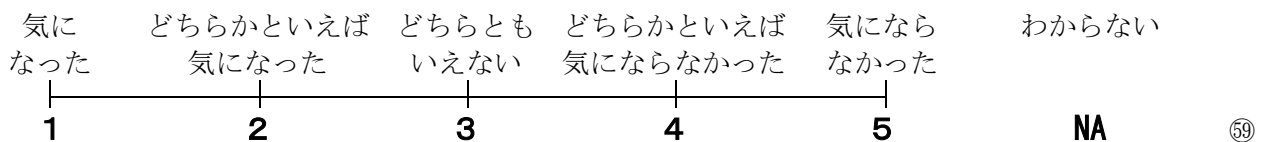
(a) 裁判にかかる費用



(b) 裁判にかかる時間



(c) 裁判に勝つ見込み



(d) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性

気に なった	どちらかといえば 気になった	どちらとも いえない	どちらかといえば 気にならなかった	気になら なかった	わからない
1	2	3	4	5	NA

⑥0

(e) 裁判についての依頼人の家族や勤務先・近所の人への受けとめ方

気に なった	どちらかといえば 気になった	どちらとも いえない	どちらかといえば 気にならなかった	気になら なかった	わからない
1	2	3	4	5	NA

⑥1

(f) 裁判のために、依頼人の家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性

気に なった	どちらかといえば 気になった	どちらとも いえない	どちらかといえば 気にならなかった	気になら なかった	わからない
1	2	3	4	5	NA

⑥2

問 10 あなたは以下の事項について依頼人に説明をしましたか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 訴訟救助の制度

1	2	3	⑥3
説明した	説明しなかった	覚えていない	

(2) 法律扶助制度

1	2	3	⑥4
説明した	説明しなかった	覚えていない	

以下では、相手方弁護士についてうかがいます。

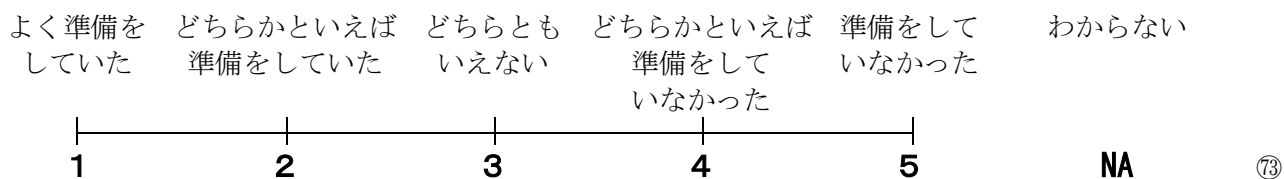
問 14 相手方には弁護士が付いていましたか。第一審についてお答え下さい。

- 1 付いていた ⑦②
- 2 付いていなかった ⇒ 13 ページの問 17 へ

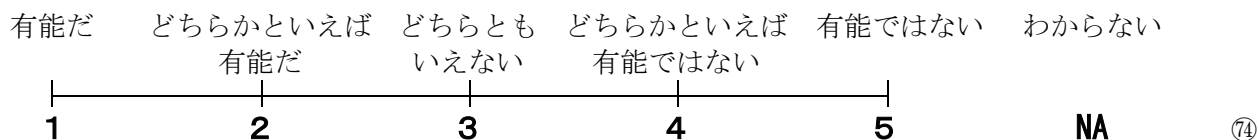
【問 14 で「1 付いていた」と答えた方にうかがいます。】

問 15 第一審の相手方弁護士について、あなたの評価をお答え下さい。相手方弁護士が複数だった場合は、主だった相手方弁護士一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの 1 つを選んで下さい。

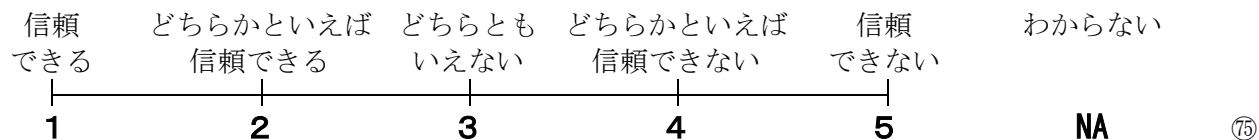
(1) 相手方弁護士は準備をよくしていましたか。



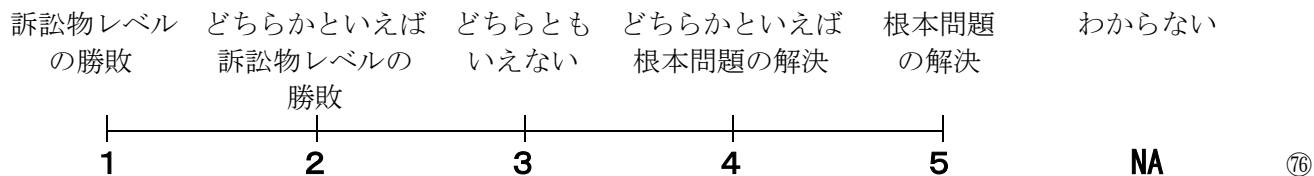
(2) 相手方弁護士は有能だと思いましたか。



(3) 相手方弁護士は信頼できる弁護士だと思いましたか。



(4) 相手方弁護士は、本件の訴訟物レベルの勝敗と、背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決のいずれを重視していましたか。



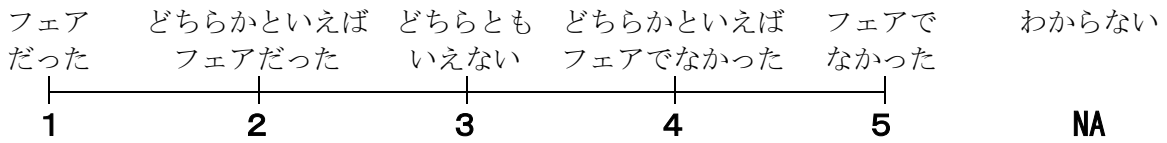
問 16 (1) 第一審で相手方弁護士と和解交渉をしましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 和解交渉をした
 2 和解交渉をしていない
 3 わからない
- } 次ページの間 17 へ

⑦⑦

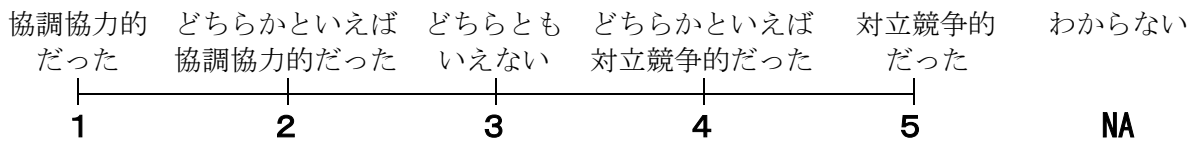
▶ (2) 第一審での和解交渉における、相手方弁護士についてのあなたの評価をお答え下さい。相手方弁護士が複数だった場合は、主だった相手方弁護士一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 相手方弁護士はフェアな交渉者でしたか。



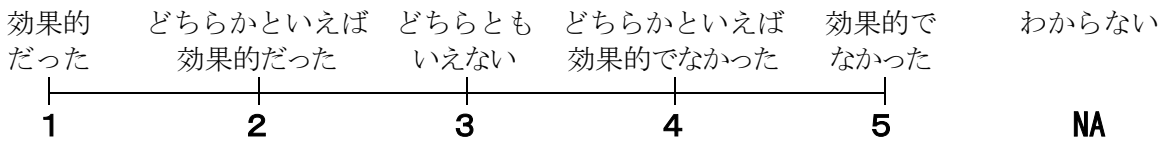
⑦⑧

(b) 相手方弁護士の交渉態度はどうでしたか。



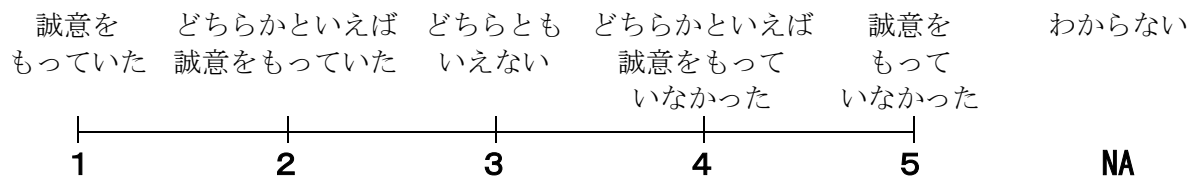
⑦⑨

(c) 相手方弁護士の交渉技術は効果的でしたか。



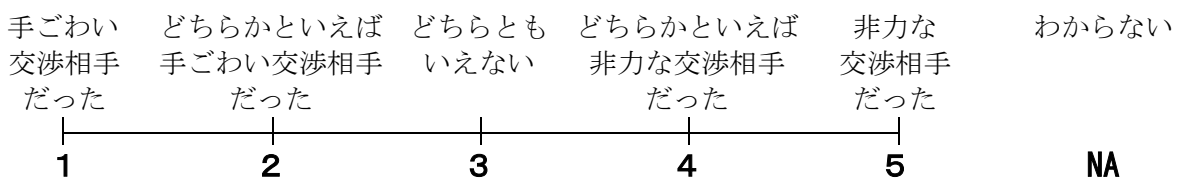
⑧⑩

(d) 相手方弁護士は交渉を誠意をもって行っていましたか。



⑧⑪

(e) 相手方弁護士は、手ごわい交渉相手でしたか、それとも非力な交渉相手でしたか。



⑧⑫

【すべての方にうかがいます。】

問 17 裁判にかかった費用を請求するとき、以下の内訳の説明をどの程度しましたか。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(1) 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 区別について説明した | |
| 2 | 区別について説明していない | ⑪ |
| 3 | 覚えていない | |
| 4 | わからない | |

(2) 弁護士報酬と弁護士実費の区別

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 区別について説明した | |
| 2 | 区別について説明していない | ⑫ |
| 3 | 覚えていない | |
| 4 | わからない | |

問 18 第一審での証拠方法の収集についてうかがいます。

(1) どのように証拠方法の収集をしましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 依頼人の用意した証拠方法を主として利用した | |
| 2 | 依頼人に細かく指示して、証拠方法を探させた | |
| 3 | 弁護士として自分で独自に証拠方法を探した | ⑬ |
| 4 | その他（内容をご記入下さい： _____） | |
| 5 | 探さなかった | |

(2) 興信所などの調査機関を使いましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 依頼人が使った | 自分が使った | 使わなかった | わからない | ⑭ |

問 19 証拠方法の収集で苦労しましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 第三者のもとにある証拠方法を調べるのが困難だった、またはできなかった | |
| 2 | 相手方の持っている証拠方法を調べるのが困難だった、またはできなかった | |
| 3 | 官公署（警察、消防署、役所など）のもとにある証拠方法を調べるのが困難だった、またはできなかった | |
| 4 | 特に困難ではなかった | ⑮ |
| 5 | 証拠方法を探す必要はなかった | |
| 6 | その他（内容をご記入下さい： _____） | |

問 20 本件の第一審では、証人尋問・当事者尋問は行われましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 自分側の申請した証人尋問が行われた
 - 2 相手方の申請した証人尋問が行われた
 - 3 原告（ら）について当事者尋問が行われた
 - 4 被告（ら）について当事者尋問が行われた
 - 5 行われなかった
- ⇒ 問 22 へ

⑯

【問 20 で「1～4」のいずれか1つ以上に○を付けた方にうかがいます。】

問 21 証人尋問・当事者尋問に対してどのように準備しましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 依頼人、自分側の申請した証人と、事前に主尋問の内容を確認した
- 2 依頼人、自分側の申請した証人に、尋問の際に注意すべきことを伝えた
- 3 依頼人、自分側の申請した証人と、事前に尋問のリハーサルを行った
- 4 相手方当事者、相手方の申請した証人の陳述書の内容を検討した
- 5 その他（内容をご記入下さい：)

⑰

【すべての方にうかがいます。】

問 22 請求や法的な主張、反論をするにあたって、どのように決定しましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 ほとんど弁護士である自分だけで決定した
- 2 依頼人と相談しながら、自分が主として決定した
- 3 弁護士である自分と相談しながら、依頼人が主として決定した
- 4 ほとんど依頼人が決定した
- 5 その他（内容をご記入下さい：)

⑱

問 23 本件訴訟の追行中に、証拠、事実関係、法律問題に関して、他の弁護士や専門家に相談しましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 特に相談しなかった
- 2 同じ事務所の弁護士に相談した
- 3 別の事務所の弁護士に相談した
- 4 弁護士以外の専門家に相談した（ご記入下さい：)
- 5 その他（内容をご記入下さい：)

⑲

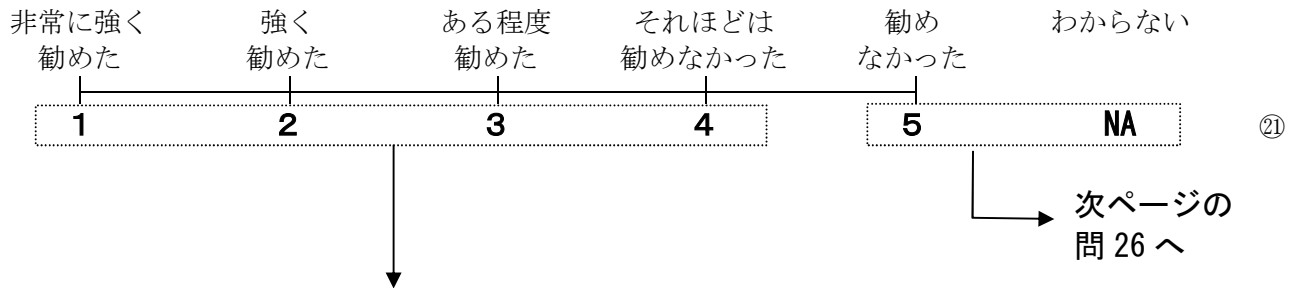
問 24 第一審での法律問題の調査についてうかがいます。
本件訴訟の追行に際して、法律問題に関してのリサーチをしましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 リサーチした
- 2 リサーチしていない

⑳

問 25 第一審での和解交渉についてうかがいます。

- (1) 裁判官はどの程度和解を勧めましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



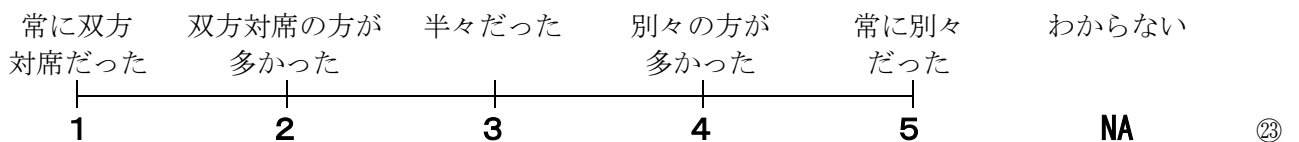
【問 25(2)と問 25(3)は、(1)で「1～4」のいずれかを答えた方にかがいます。】

- (2) 裁判官は和解交渉の際に次の事項をしましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 執行の困難さへの言及
- 2 具体的な和解案の提示
- 3 心証開示
- 4 上訴の可能性への言及
- 5 時間的なコストへの言及
- 6 金銭的成本への言及
- 7 敗訴の可能性への言及
- 8 上記に当てはまるものはない

②2

- (3) 和解交渉の際に、双方対席での話し合いをした場合（対席面接方式）と、相手方抜きで裁判官と話し合いをした場合（個別面接方式）とは、どのような割合でしたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



【すべての方にうかがいます。】

問 26 第一審の結果についてうかがいます。

(1) 第一審で和解は成立しましたか、判決となりましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 訴訟上の和解が成立した
- 2 裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた
- 3 判決となった
- 4 その他（内容をご記入下さい： _____）

②4

「1 訴訟上の和解が成立した」か、「2 裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた」のいずれか1つ以上に○を付けた方は、問 26 (2) へお進み下さい。

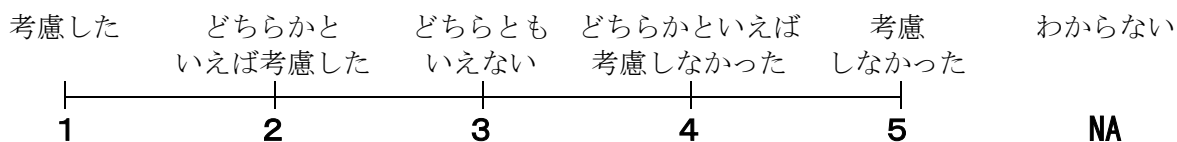
「1」と「2」のいずれにも○を付けず、「3 判決となった」に○を付けた方は、18 ページの(3)へお進み下さい。

「1～3」のいずれにも○を付けていない方は、19 ページの問 27 へお進み下さい。

【(1)で「1」か「2」のいずれか1つ以上に○を付けた方にうかがいます。】

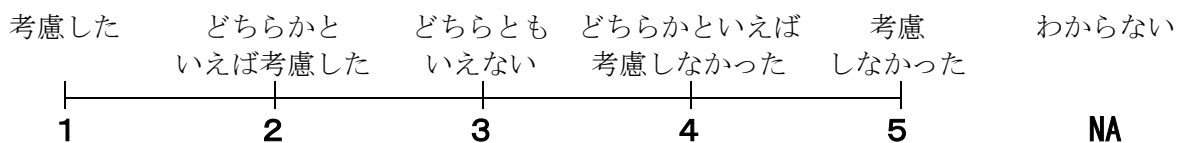
(2) 依頼人が和解を決断した際、以下の事項をどの程度考慮したと思いますか。 依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 裁判官の勧め



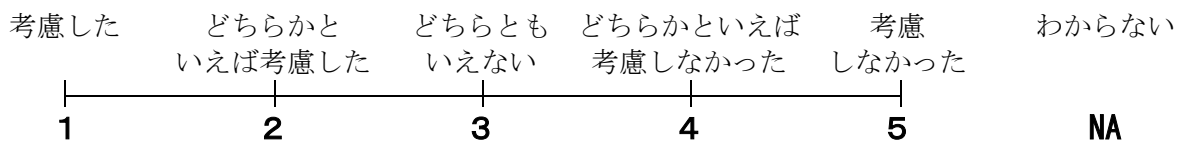
②5

(b) 弁護士であるあなたの勧め



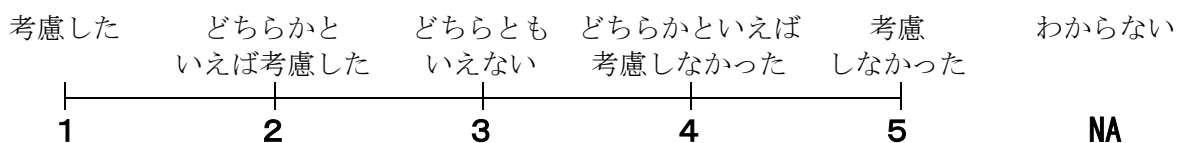
②6

(c) 紛争に早く決着を付けること



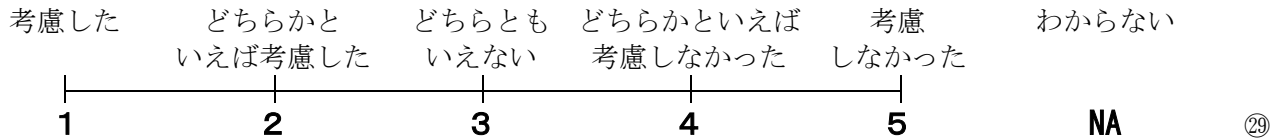
②7

(d) 和解しないと費用がかさむこと

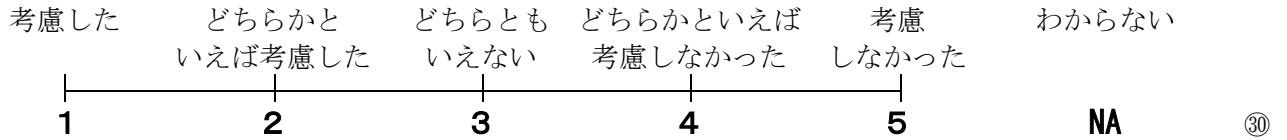


②8

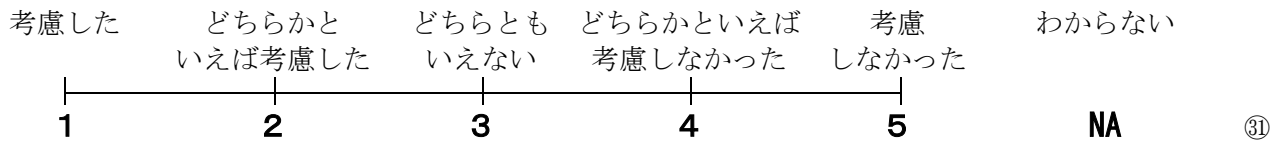
(e) 和解の内容が納得できること



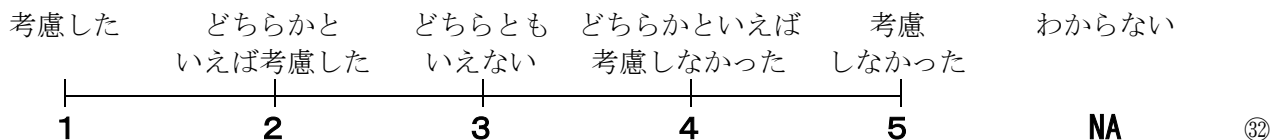
(f) 裁判に疲れたこと



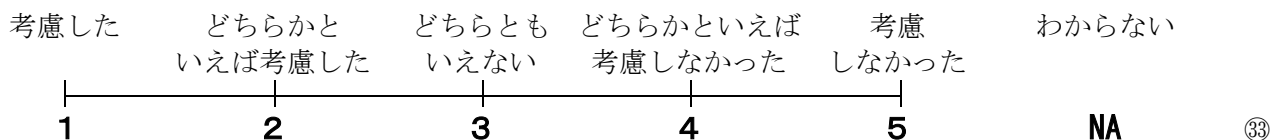
(g) 家族のプレッシャー



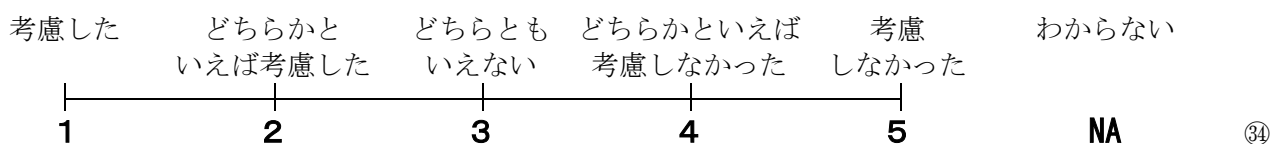
(h) 履行の確保



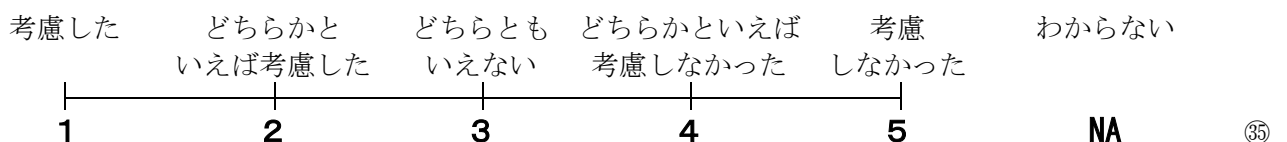
(i) 紛争解決の相場に沿った和解であること



(j) 訴訟が続くことに対する、家族や勤務先・近所の人への受けとめ方



(k) 訴訟が続くことにより家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性

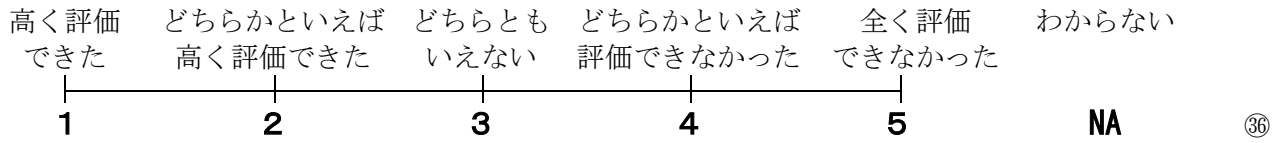


☆ 問 26(1)で「3 判決となった」にも○を付けた方
⇒ 次ページの(3)へお進み下さい
上記以外の方 ⇒ 19 ページの問 27 へお進み下さい

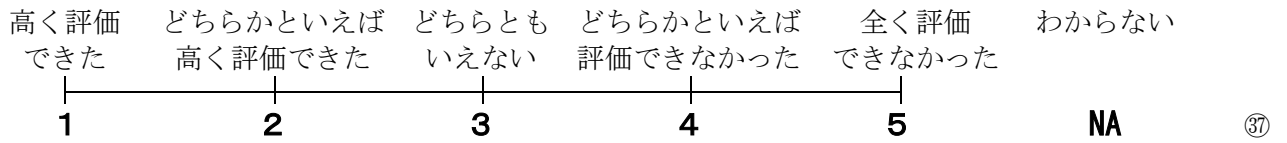
【問 26(1)で「3 判決となった」に○を付けた方にうかがいます。】

(3) 判決書の中の判決理由の部分をどのように評価しますか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 事実認定について



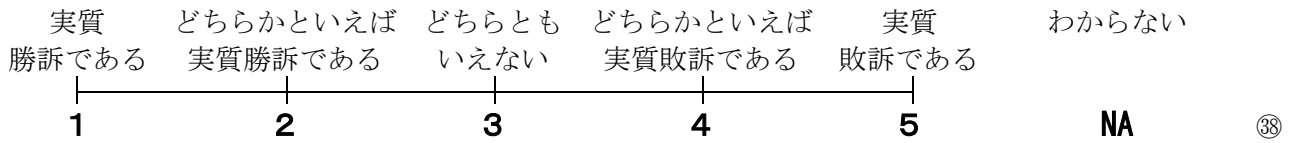
(b) 法的判断について



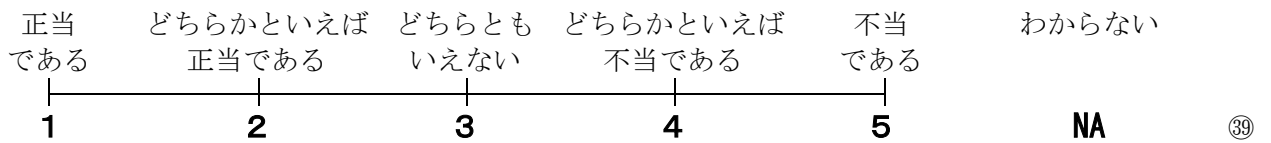
【すべての方にうかがいます。】

問 27 第一審の結果についての評価をうかがいます。

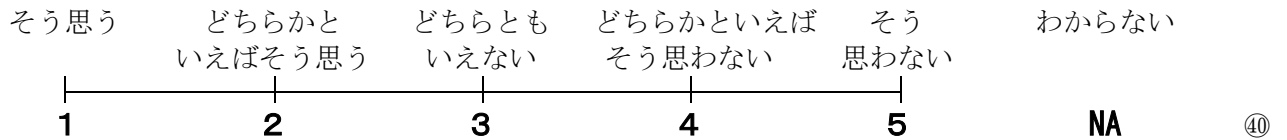
- (1) 本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）は、あなたの側にとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



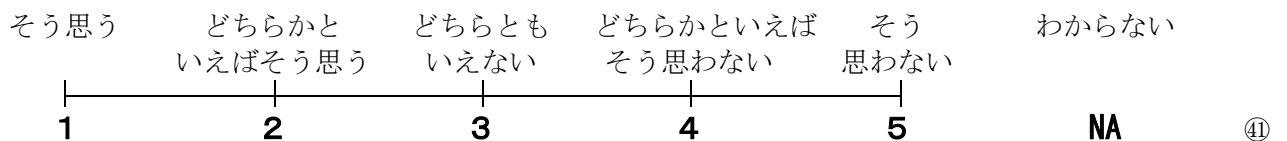
- (2) 本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）をどのように評価されますか。当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



- (3) 本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）は、法律上の権利・義務を踏まえたものだったと思いますか。当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



- (4) 本件裁判の第一審の結果（判決、和解、取下げ等）は、問題の実情を踏まえたものだったと思いますか。当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



問 28 第一審の裁判官についてうかがいます。

(1) 第一審の裁判所は単独でしたか、合議体でしたか。審理の終結時についてお答え下さい。

- 1 単独だった
- 2 合議体だった
- 3 覚えていない

④②

(2) 第一審の裁判官についてのあなたの評価をうかがいます。合議だった場合は裁判長について、途中で異動があった場合は審理の最終段階の裁判官・裁判長について、お答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

(a) 裁判官は自分の依頼人の話をよく聞いてくれた
(依頼人が出廷していない場合は、NA に○を付けて下さい。)

そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	わからない
1	2	3	4	5	NA

④③

(b) 裁判官は問題とその背景を良く理解していた

そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	わからない
1	2	3	4	5	NA

④④

(c) 裁判官の言うことは自分の依頼人にわかりやすかった
(依頼人が出廷していない場合は、NA に○を付けて下さい。)

そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	わからない
1	2	3	4	5	NA

④⑤

(d) 裁判官は相手方に味方しているように見えた

そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	わからない
1	2	3	4	5	NA

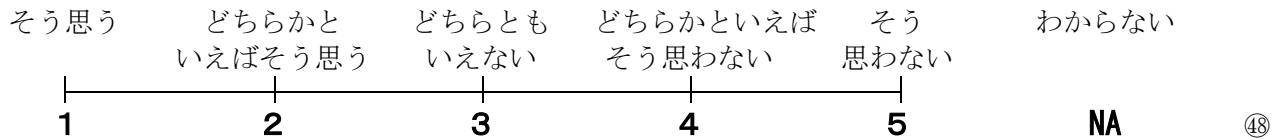
④⑥

(e) 裁判官の訴訟指揮は強引だった

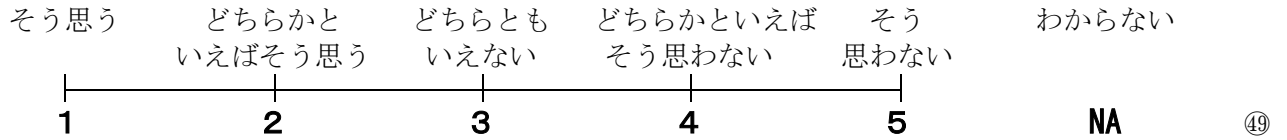
そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	わからない
1	2	3	4	5	NA

④⑦

(f) 裁判官は信頼できた



(g) 裁判官は公正だった



(3) 審理の途中で裁判官の異動がありましたか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 異動はなかった → 次ページの間 29 へ
- 2 単独裁判官の異動があった
- 3 合議体の裁判長のみ異動があった
- 4 合議体の裁判長以外の裁判官の異動があった
- 5 覚えていない → 次ページの間 29 へ

【(3)で「2～4」のいずれかを答えた方にうかがいます。】

(4) 裁判官の異動によってどのような影響が生じましたか。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 影響はなかった
- 2 審理が遅延した
- 3 証人の証言から受ける心証形成に影響が出た
- 4 事実認定に影響した
- 5 法的判断に影響した
- 6 かえって審理が充実した
- 7 その他（内容をご記入下さい： ）

F 4 あなたご自身の年間取り扱い事件数について、2014年の1年間について、それぞれ概数でお答え下さい。

- (1) 民事事件（相談、調停、訴訟、破産など全て）：件 ②7～②9
その内、民事訴訟件数：件 ③0～③2
家事事件数：件 ③3～③5
法律扶助事件数：件 ③6～③8
-

- (2) 刑事事件：件 ③9～④1
その内、国選弁護事件数：件 ④2～④4
-

- (3) その他：件 ④5～④7
-

F 5 あなたの年間の弁護士としての収入を、2014年の1年間についてお答え下さい。

- (1) 粗収入：万円 ④8～⑤2
(2) 所得（粗収入から経費を差し引いた額）：万円 ⑤3～⑤7
-

F 6 2014年末の時点でのあなたの法曹としての活動年数をお答え下さい。

(1) 弁護士としての経験年数

- 1 5年未満
2 5年以上10年未満 ⑤8
3 10年以上20年未満
4 20年以上
-

(2) 裁判官または検察官としての経験年数

(a) 裁判官経験

- 1 なし
2 あり ⇒ 年 ⑤9
⑥0⑥1
-

(b) 検察官経験

- 1 なし
2 あり ⇒ 年 ⑥2
⑥3⑥4
-

F 7 あなたの専門（得意）分野について、2014 年を基準としてお答え下さい。

(1) 得意分野（経験や専門知識に自信があり受任したい分野）をお持ちですか。

1 持っている
2 持っていない ⇒ 次ページの F 8 へ

65

【F 7 (2)と(3)は、(1)で「1 持っている」と答えた方にうかがいます。】

(2) 得意分野の仕事が、あなたの弁護士としての仕事の中で占める割合はどれくらいですか。数字でお答え下さい。

割

66 67

(3) あなたの得意分野をお答え下さい。当てはまるものすべてに○を付けて下さい。

- 1 刑事弁護
 - 2 交通事故
 - 3 相続
 - 4 離婚・男女問題
 - 5 債権回収
 - 6 不動産・建築
 - 7 個人の倒産・債務整理
 - 8 企業の倒産・事業再生
 - 9 労働問題
 - 10 消費者被害・詐欺
 - 11 医療過誤
 - 12 過払金
 - 13 その他：内容をご記入下さい
- ()

68

69

F 8

- (1) 最近の5年間（2013～2017年）に高齢者に関わる事件を担当されましたか。ここでいう「担当」には相談と受任の両方を含みます。

1
ない

2
ある

⑩

-
- (2) 以前に比べて最近は、高齢者に関わる事案の相談や受任が増えたと思いますか、減ったと思いますか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

- 1 以前に比べて増えた
2 以前と変わらない
3 以前に比べて減った
4 わからない

⑪

-
- (3) 先生のご経験に照らして、高齢者に関わる事案に特有の難しさがあれば、具体的にご記入下さい。（例：××歳くらいから〇〇という問題が起きやすい）

⑫

※ 民事裁判制度やこのアンケートについて、ご意見・コメント等がございましたら、下の枠内にご自由にお書き下さい。

⑬

◎質問は以上です。長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、**2月23日(金)**までにご投函下さいますようお願い申し上げます（切手は不要です）。

◎ご協力いただきましたお礼として、クオカード（3,000円分）をご用意しております。また、謝礼品はご不要という場合には、謝礼品相当額を「赤い羽根共同募金」に寄付いたします。

★ 謝礼品については、いかがいたしますか。
（○がない場合には、謝礼品を送付いたします。）

- 1 謝礼品を送付してほしい
- 2 「赤い羽根共同募金」に寄付してほしい

⑭

◎2018年9月ごろに調査結果の概要をとりまとめたものを本プロジェクトのウェブサイト（<http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/cjrp/>）に掲載する予定です。最終的な集計や分析の結果は、学術論文や書籍としてまとめるほか、シンポジウム等で報告させていただく予定です。論文・書籍やシンポジウム等の情報も、随時ウェブサイトに掲載いたします。

司法についての意識調査
(弁護士の先生方へのアンケート調査)